

審査基準

年 月 日作成

法 令 名：確認事務の委託の手續等に関する規則
根 拠 条 項：第10条第5項
処 分 概 要：認定書の再交付
原権者（委任先）：都道府県公安委員会（方面公安委員会）
法 令 の 定 め： 確認事務の委託の手續等に関する規則第9条第2項
審 査 基 準： 判断基準は法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間：14日以内で各都道府県警察の実情に応じた期間を定める。
申 請 先：
問 い 合 わ せ 先：
備 考：